

おひとりさま・おふたいさまの老後

— 将来の不安への対処 —

歳をとれば三世同居の家で隠居して、老後は長男に任せておけば良かったのは一世代前のはなし。いまや老い支度は自分たちで決めて仮に子供がいても負担をかけないことが当たり前になってきています。今回は、老いが進んで頭や体が不自由になり、仮に認知症になっても自分たちの生活を守ることができるような備えや支援制度についてまとめました。また、死んだ後の葬儀やお墓についても頼める人がいない場合の対策も調べてみました。



将来に備え、どの時期にどんなサービスが利用できるのか。契約の種類別に、契約時期と実施時期を示したのが図1です。判断力がある内に事前に契約するものと、判断力がなくなってから代理人が申立をする、大きく2つのものがあります。それぞれの内容について、ご説明します。

【図1】 将来に備えた各種契約 契約時期と実施時期

		判断力万全	判断力やや衰え	判断力なし	死後
判断力がある時に契約	日常生活自立支援事業		契約 実施		
	見守り契約	契約	実施		
	財産管理契約	契約	実施		
	任意後見契約	契約		実施	
	死後事務委任契約	契約			実施
判断力を失ってから申立	法定後見・保佐・補助			申立・実施	

判断力があるうちに老いた時の下準備

日常生活自立支援事業

歳をとると体や頭が衰えてくるのは自然のことで、病気や怪我をすると若い時と違って回復が遅く、衰えが一気に進むことがあります。

- ・年金や税金の手続きなど複雑なことをやるのが最近に億劫になった。書類を読んでもよく分からない
- ・大事な書類もどこに保管したか時々忘れてしまい探すのがとても大変だった
- ・足腰が弱って遠出ができないし、目も悪くなったので一人で銀行へ行ってお金をおろしてくるのが心配だ

こうした、判断力はあるけれど、歳相応の衰えや不安を感じる時期の支援制度とし

て、国が補助金をだして、自治体が社会福祉協議会を通して行う「日常生活自立支援事業」があります。

サービスの内容

このサービスは、介護保険の利用やその他の福祉サービスを使いこなすための援助（利用できるサービスの紹介）と日常的なお金の管理（預貯金の出し入れ、年金や福祉手当の受取、税金や医療費の支払いなどの手伝い）、重要書類の保管等が中心です。

利用できるサービスについては、社会福祉協議会に申し込んだときに社協の専門員が申込者の状況を調べ、支援の項目を聞いて決めます。その上で支援計画を作ってサービ

スが開始されます。しかし、支援計画になくても、行政機関等からの郵便物を開封して手続きたり、買い物の相談や隣近所とのトラブル解決など必要に応じて臨機応変に支援する社協もあるようです。利用の実態をみると、サービスを行う生活支援員が月平均2回程、利用者宅を訪問して支援を行っています。従って、利用者の変化に気づき病院の受診や介護サービスの開始を促したり、

費用は通常、入会金などはなく実際にかかった時間で支払います。（表2）

対象者

体力・知力が衰え日常生活に不便を感じている高齢者。但し、このサービス契約の内容について理解できる判断力のある人が対象です。また認知症になっても引き続き利用できます。

第三者の特定の人に依頼

何かあれば駆けつけて世話をやいてくれる子供や親戚がいれば別ですが、そうでなければ判断力が不十分になった時に、介護以外にもやってもらうことをきちっと決めて、特定の人に頼んでおく方が安心です。判断力があるうちに、子供や親戚ではなく、弁護士

【表2】日常生活自立支援事業の費用

訪問1回1時間あたり	1,000円
(平均的には1.2時間1,200円くらい)	
社協が通帳を預かって預金を払いだして現金を届ける場合	2,500円
通帳預かり料	月500円

あるいは詐欺まがい商法の被害防止を行うきつかけに、なることが多

や司法書士といった第三者に依頼する場合についてご説明します。

誰に頼めるの？

こうした依頼を専門的に受任しているのは弁護士、司法書士、社会福祉士やNPOなどの諸団体があります。弁護士や司法書士等に依頼する時は、弁護士団体の「オアシス」「しんらい」「ゆとりーな」や司法書士の団体である成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉士の団体である社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ」等に依頼して適任者を紹介してもらうのが良いと思います。(表3参照)

契約相手を選ぶポイント
は、当たり前のことですが信頼できるか否かです。契約を
あせってはけません。信頼

できると確信するまで何度でも話し合いをしてください。最初の相談から契約締結まで1〜2年かかることも稀ではありません。また、諸団体の場合は強い使命感でこうした活動を行っているところが多いので、バックボーンとして独特の思想があり、そうした思想になじめるか否かも選択の鍵となるでしょう。

どんな依頼ができるの？

弁護士や司法書士などは、次の3点セットを用意しています。

認知症ではないが判断力
やや衰えた時期の「見守り
契約」「財産管理契約」

認知症になって判断力が不
十分な時期の「任意後見契
約」

死後の葬儀等の各種事務
理を委任する「死後事務委
任契約」

勿論、それぞれ単独で依頼することは可能ですし、とは親族に頼み だけは弁護士に頼むというように、分けて頼むことも可能です。つぎに、それぞれの契約の中身をみていきましょう。

見守り契約・財産管理契約

見守り契約

月1回程度電話で安否を確認し、判断力が衰えていないか、何か問題が生じていないかを確認し、必要があれば自宅を訪問します。これは認知症になった時には次の契約(任意後見契約)に移行しなければならぬので、その必要性の有無を確認するのが主な目的です。

財産管理契約

日常生活自立支援事業でも
財産管理を行っています。

【表3】 相談の窓口

・各市町村の成年後見(支援)センター、権利擁護センター
・各都道府県の社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ」
・東京弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」 03-3581-2201
・第一東京弁護士会 成年後見センター「しんらい」 03-3595-8575
・第二東京弁護士会 高齢者・障害者財産管理センター「ゆとりーな」 03-3581-2257
・各都道府県 成年後見センター・リーガルサポート(司法書士による組織)
東京 03-3353-8191、神奈川 045-640-4345
千葉 043-246-2666、埼玉 048-845-8551
・NPO法人りすシステム 03-3511-3277

弁護士や司法書士の場合には必要があればもう少し複雑な内容を頼むことができます。例えば貸家の管理を依頼している不動産会社の業務の監督、貸付金の回収、有価証券の売却なども依頼できます。

見守り契約・

財産管理契約の費用

弁護士や司法書士の場合、契約書や財産目録の作成のために5〜10万円かかります。月額費用は見守り契約だけであれば2〜5千円程度です。財産管理契約は依頼する内容が複雑で沢山あれば高くなりますが、一般的には月額2〜5万円、平均的には3万円程度です。

財産管理契約の注意点

財産管理契約を受任する専門家や諸団体はほとんどが誠

実に仕事を行っています。過去に何件か依頼者のお金を流用したり使い込むなどの不正事件がありました。例えば、依頼者が認知症になり本来は任意後見監督人のチェック体制がある「任意後見契約」(次項で説明)に移行しなければならぬのに、チェック体制のない財産管理契約をずっと続け不正を行っていた事件もありました。また、月額費用とは別に様々な依頼事項に法外な値段をつけ多額の報酬を受け取っていた例もありました。法律では財産管理契約は第三者のチェックが必要だとは定めていない事が不正が発生した原因の一つとも言えるでしょう。

従って、親しく、かつ、信頼できる弁護士や司法書士等がない場合は、表3の団体経由で依頼し、可能であれば三者(本人、上部団体、受任者)で契約することをお勧め

します。こうすれば上部団体が適任者を紹介してくれると同時に受任者の事務をチェックしてくれるからです。また、諸団体でも第三者のチェック体制があり、きちつとチェックが行われているところに限定すべきでしょう。その第三者も、実権は受任者が握っているといった独立性に疑問のあるところは回避した方が賢明です。

任意後見契約

任意後見契約は、介護保険制度が導入された平成12年に、新しい法定後見制度と共に導入されました。判断力が低下した後に、財産管理及び介護・医療の利用や住居の問題など財産管理以外のことに関する事務を、本人の代わりに信頼のおける人(任意後見人)が行うことを委任するものです。

任意後見契約は、財産管理契約と違って「任意後見契約に関する法律」という法律でその内容が細かく規定されています。契約書の内容を必ず公正証書にしなければならず、かつ、家庭裁判所が選任する任意後見監督人が任意後見人の事務を監督します。

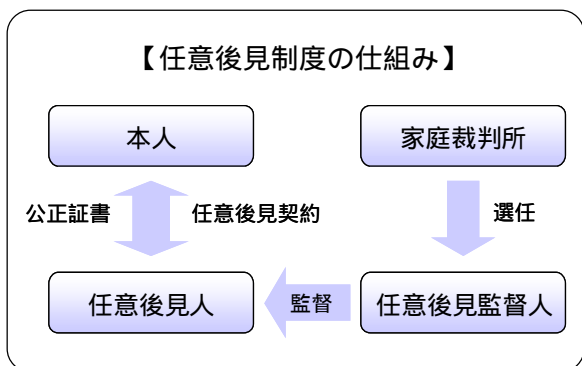
任意後見人が本人に代わって行う内容は自由に決められますが、その内容を詳細かつ明確に任意後見契約書の中に記載しなければなりません。

任意後見監督人

任意後見契約を開始するためには任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立て、選任してもらわなければなりません。申し立てができる人は任意後見契約を結んだ受任者及び本人及び配偶者、4親等以内の親族(従兄弟など)です。申立ての際は申立人が候補者

リストを家裁に提出します
が、弁護士や司法書士が選任
される場合が多いようです。
(任意後見人の配偶者等は任
意後見監督人になれません)
任意後見監督人による監督
をより確実に行うため、契約
書の中に監督人への報告内
容、報告時期のほか、本人又
は親族に対する定期的な報告
義務も定めておく(法定され
ていないため)事が望ましい

【任意後見制度の仕組み】



と思います。また、管理財産
が多い場合は、財産管理の重
要事項(不動産の処分、多額
の借入、担保提供など)につ
いて任意後見監督人の同意を
必要とするなどの特約を入れ
る方がよいでしょう。

任意後見契約の費用

弁護士や司法書士に依頼し
た場合、任意後見契約締結時
は書類作成費用と手続費用と
て5〜10万円、更に公証人役
場手数料等で約2万円かかり
ます。また、任意後見監督人
の選任を家裁に申し立てる際
も書類作成費用と手続代とし
て5〜10万円かかります。

任意後見契約を開始した後
の任意後見人に対する毎月の
報酬(開始前にはかかりませ
ん。その代り開始前は見守り
契約や財産管理契約を締結し
ていればその費用が発生しま
す)は契約を作る時に決めて

おきます。料率表や統計がな
いので正確な数字は分かりま
せんが、大体月額3万円程度
と言われています。後見監督
人の報酬は後見開始して1年
後に家裁が決定しますが、こ
れも統計がなく2万円程度と
言われています。

任意後見制度の課題

(1) 取り消しができない

任意後見人には、依頼者が
通信販売や訪問販売でいらな
いものを買ったり、あるいは
悪徳業者に騙された場合の、
依頼者の行った契約の取消権
がありません。勿論、訪問販
売や特定商取引法などの消
費者を保護する法律に基づい
て取消が可能な場合もありま
す。また、騙された事がはっ
きりとしていけば、裁判での
取り消しも可能ですが簡単で
はありません。従って、そう

したことが起きないように依
頼者の手元に多額の現金や実
印をおかず、任意後見人が預
かります。しかし、そうした
ことが頻発して対処がむずか
しくなる場合は、次章で説明
する後見人に取消権のある法
定後見の申立てを行うことも
できます。

(2) 任意後見人に対する 遺産の贈与

任意後見を依頼する人は信
頼できる人でしようし、親切
にいろいろやってくれば感
謝の念から遺産を贈りたくな
るかもしれません。しかし、
弁護士や司法書士等は職業倫
理からそのような遺産を任意
後見依頼者から受け取るべき
ではないとされています(法
定後見では法律で禁止され
ています)。何故なら、依頼者の
財産は依頼者の意志に従って
依頼者のために使わねばなら

ないのに、任意後見期間中になるべく支出を抑えれば（例えばできるだけ安い有料老人ホームにいれてしまうなど）遺産が多くなって任意後見人の受取る遺産額が大きくなる可能性があるからです。こうした関係を利益相反の関係と呼びますが、任意後見人は依頼者との間でこうした利益相反の関係になることを行つてはならないとされているからです。

(3) 手術同意書への署名ができない

医師が患者に対して手術等の具体的な治療行為を行う場合は、医師が手術等の内容とリスクを本人に説明し同意を得てから行う必要があります。しかし、本人が意識不明や認知症などで判断力がない場合は家族に同意書への署名を求めるのが一般的です。た

だ、身寄りがない、身近に家族がいない場合は、ホームの施設長や入院手続きのため呼び出された後見人等が署名を求められることがあります。が、任意後見契約には、こうしたことへの同意権はないので断ることが多いようです。勿論緊急な処置が必要な時はそうした手続を省略して手術などをしてくれます。

同意書に署名してくれる親族が身近にいない時の対処方法としては、判断力が十分あるときに、かかりつけ医と相談して医療方針についてできるだけ詳細に自分の意志を明確にした文書を作成しておくのが良いでしょう。特に終末期医療については判断が分かれますから特別の希望があればその事項も記載し、公正証書にして任意後見受任者に渡ししておく必要があります。

(4) 身元引受人の役割

有料老人ホームの入居契約では一般的に身元引受人を必要とされています。全国有料老人ホーム協会の標準契約書では身元引受人の主な役割は債務の連帯責任、入居契約に違反し事業者から契約を解除されたときの身柄の引き取り、死亡した時の遺体及び遺留品の引取りです。

任意後見人が連帯保証人になると、仮に毎月の有料老人ホームの費用が払えなくなつて後見人が払っても、最終的には依頼者に負担したお金を請求することになり、(2)で説明したとおり依頼者との間で利益相反の関係になるので連帯保証は行うべきでないとされています。また、弁護士や司法書士等はそもそもそのようなリスクを引き受ける職業ではありません。但し、諸団体の中には一定の預託金を

積むことにより身元引受人を行うところもあります。

家族や近親者に身元引受人を依頼できない場合、そうした事情を事業者に十分説明すると共に任意後見人から施設側に対して委任者の財産状況を説明し経費支払上の懸念はないこと、死後事務受託契約も締結して遺体の引き取りに関する取り決めも行っていることを説明すれば大半の事業者が契約に応ずるようです。

死後事務委任契約

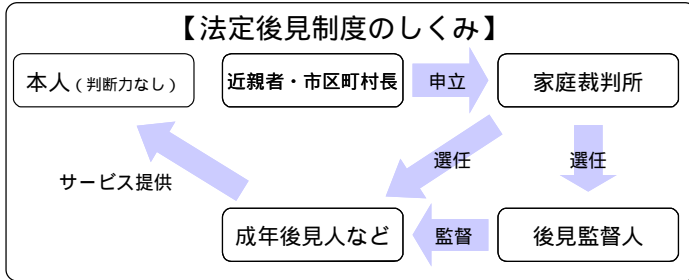
死後事務委任契約を結んで死後の事を第三者に依頼する場合は生前に自分で行うことは総て行っておくことが必要です。

自分が死んだときの連絡先（連絡してもらいたくない先

判断力を失ってからでも大丈夫

法定後見制度

ここでは、認知症などで判断力がなくなった場合の支援制度「法定後見制度」について説明します。



法定後見制度は、家庭裁判所が選任した成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を

考えながら、本人を保護・支援する制度です。具体的には、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりします。成年後見人等の事務は家庭裁判所がチェックします。

任意後見制度と違って、事前に契約するのではなく、本人が認知症などで判断能力が全くないか不十分になった時に、家族や親族など身近な人が（身寄りのない人は市区町村長）家庭裁判所に法定後見等の申し立てを行います。高齢者の夫婦が有料老人ホームに入るために自宅を売却する場合などに、預金や自宅の名義が認知症になったこ

主人である場合も、妻は勝手に財産を処分できず、法定後見を申し立て、後見人によってもらわなければなりません。

申立ての相談

各市区町村には公的な成年後見センター、権利擁護センターといった組織があります。相談は無料なので、まずそこで相談するのがよいでしょう。弁護士会や司法書士の団体も相談機関を設けていますが、個別の相談になると有料になる場合もあるので、まずそうした無料のところでの制度についての理解を得ることが肝要です。

誰が後見人等に選任されるか

法定後見等の申し立ての際に、後見人等の候補者リスト

をもつていきます。法定後見人に特別な資格は必要なく、約7割が子供や配偶者などの親族がなっており、司法書士、弁護士等の第三者は3割ほどです。

費用

申し立ての印紙代等は数千円ですが、医者に成年後見が必要であることの鑑定を依頼する費用が6〜15万円程度、弁護士等に申し立てを依頼した場合は、書類作成と手続費用で10万円程度かかります。

法定後見人に対する報酬は後見等の内容と本人の資産に応じて家裁が決定しますが、弁護士等を選任した場合は月額2〜3万円と言われています。収入の少ない人には市区町村により支援制度が利用できます。

（岩井）